

平成27年度 事業計画

1 施設名 グループホームりゅうりゅうⅠⅡⅢ

2 事業計画

1) りゅうりゅうⅠⅡⅢ運営理の理念・基本方針
事業所の理念や基本方針等と実現に向けた職員への働きかけについて記載すること。
＜理念＞ (1) 報告・連絡・相談〔支援情報の共有化〕 (2) 傾聴と共感〔知ること受け入れること〕 (3) 向上心を持ち感性を磨こう〔目標と感じる心〕 ・どんな時代も人に必要なのは人である。日々の体験から自分自身でご入居者とどう向き合うか、また自分自身のモチベーションをどう高めていけるか、職員会議などで、繰り返し意思を深めていく
＜基本方針＞ (1) 聴く事！待つ事！気づく事！！ 職員と多数の専門機関がチームを形成し多くの職種連携のもと、一人の人間にそれぞれの専門性を発揮しご入居者個人の「その人の求める幸せが実現」される事そして「人が人間らしい豊かな生活を送れる」ように支援する事を目指す
【考察】

2) 管理者の事業に対する考え方
管理者として施設（事業）の意義をどう理解し、運営を行っていくかを記載すること。
《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》 ◎ご入居者が当たり前の暮らしを守れるよう、支援者の考えを押付けるのではなく、あくまでも相手が何を大切に思っているかを知り、それを生活の中で実現できるよう心がける ◎ご入居者の表出されていないニーズを発見し客観的にあらゆる方向からの着目、人に対する洞察力と深い愛を持てる感性を培う ◎ご入居者の自立に向け、他の関係機関と連携を図り支援していく ◎管理者として、ご入居者の本音が（心の声）が届くグループホームになるよう努力する、 ◎事業所の基本理念を大切にしながら、内部コミュニケーションに力を入れ一緒に考えていける仲間づくりの遂行 ◎支援員の仕事はご入居者の意志を尊重する事と重んじる
【考察】

<p>3) 入居者（利用者）の受入（利用）促進計画</p>
<p>事業の稼働率向上のための対策について具体的内容を記載すること。</p>
<p>《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご入居者の地域社会での生きづらさを支援員として、どう理解し受容できるか、関係性の中で感じて行けるように努める。 ・ ご入居者の外泊を出来るだけ控えて頂けるよう、ホームでのイベントを企画し、居心地の良い環境づくりに努める ・ 市内区役所、就労支援センター、市域活動支援センター、ハローワーク病院等、関係機関とは積極的に、情報収集や情報提供を取り連携に努める <p>《りゅうりゅうⅠ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご入居者の健康管理に配慮し、常に、9名の満床を心がけ維持する <p>《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご入居者の健康管理に配慮し、それぞれ5名6名の満床を心がける
<p>【考察】</p>

<p>4) 入居者（利用者）のニーズ・要望への対応内容</p>
<p>入居者（利用者）のニーズを把握し、どうサービスの質を改善していくのかを具体的に記載すること。</p>
<p>《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分なアセスメントが支援の柱となるので、重要となるのは ・ 十分なアセスメントが支援の柱となるので、重要となるのは 聴く・知ることから始め、定期的にあセスメントを行い、6ヶ月に1度個別支援計画を見直して、ご入居者のニーズに基づいた支援に繋げる ・ ご入居者の意向を把握し、ご本人の了解を得ながら、提供するサービスを明確にする ・ ご入居者と同じ目線で話し合い、成長や、成功例を共に感じ、また情報収集を強化し、社会資源に繋げて行けるように努める。 ・ 自立の援助の視点には個別性重視、ご入居者中心、QOL重視、自己の問題解決力、自己決定による自立、ご入居者の権利擁護が最も重要で信頼関係を気づきながらすべての人と共に歩む力を培っていく
<p>【考察】</p>

5) 入居者（利用者）の苦情受付体制及び対応に関する考え方

苦情を受けて迅速な対応ができる仕組みについて。また苦情対応に関する基本的な考えを記載すること。

《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》

- ・ 苦情対応窓口はサービス管理責任者と重要事項説明書に記載されています
- ・ 苦情対応窓口はサービス管理責任者と重要事項説明書に記載されています
出来るだけ、苦情・クレームになる前に対応できるように、ご利用者、ご家族との信頼関係作りに努める
- ・ 実際に苦情・クレームの申し出があった場合には、誠意を持って迅速に対応していく
- ・ 苦情・クレームの内容は細かく聞き取り、把握し、すべて明確にして

【考察】

6) ターミナルケア（看取り介護）に対する考え方

恵の杜およびめぐみの両施設は記載すること。

【考察】

<p>7) 事故防止（再発予防）への取り組み</p>
<p>事故の把握方法及び再発予防の取り組み等を具体的に記載すること。</p>
<p>《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃からご利用者の生活が安全円滑に過ごせるように努める ・ 事故が発生してしまったら、その状況にあった対応をする（緊急時） ・ 事故発生の原因を明確して、本部に報告します ・ 書面に残し横浜市、泉区への報告を含め」ホーム内で検討会議をし、職員・夜勤者に周知して再発防止に努める ・ ホーム内は閉鎖的な場所になりがちであるからこそ、第三者の方の介入に取り組み、支援力、組織力の強化に努める ・ 服薬管理に関しては、職員全員が必ず把握できるよう周知徹底し誤飲事故の発生防止に努める ・ ヒヤリハットの活用に努める ・ ご入居者の安全を最大限に図る事を職員に周知徹底
<p>【考察】</p>

<p>8) 職員の確保、配置及び育成に対する計画</p>
<p>運営をしていく上で必要な職員の確保、適正な配置及び育成について記載すること。</p>
<p>《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者 1名（兼務） 1. 管理者 1名（兼務） 2. サービス管理責任者 1名（兼務） 3. 生活支援員 2名（常勤兼務1名・非常勤1名） <p>1人で抱え込まないように、職場でのご利用者支援について悩んでいる事を相談と共同できるよう、話あえる職場の雰囲気作りを心がける 支援員（常勤・非常勤者）のメンタル面でのフォローを重視していく 支援員ひとりひとりが、自分の意見を持ち、相談し、情報交換できる よう環境を整え、仕事のやりがいや、遂行の達成感、個人の成長に つながる充実感が得られるよう努める事を強化、継続する</p>
<p>【考察】</p>

9) 施設・設備の保守・管理に関する考え方

入居者（利用者）が施設を快適・安全に利用するために、施設・設備の保守・管理に関する考え方を記載すること。

《りゅうりゅうⅠ》

- ・ ご入居者が生活する上で、安心、安全、なおかつ快適な環境になっているか随時見て行く事の継続。
- ・ 定期的に、ホーム内の点検、整備を心がけ、常に清潔を保つ事が出来るように保守、管理に努めることを継続。

《りゅうりゅうⅡⅢ》

- ・ 新しい建物がご入居者にとって快適かつ安全な環境になっているか1年かけて随時見て行く

【考察】

10) 個人情報保護への取り組み

個人情報の保護に対する取り組みを具体的に記載すること。

《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》

- ・ 職員入職時に個人情報保護の書類を交わしています
- ・ 基本的にはりゅうりゅう関係書類（パソコン上での管理を含め）に一切持ち出し禁止とします。
但し、担当者会議・ケース会議参加時の持ち出しは、ホーム長の許可をとる
- ・ 情報管理をしていく上で、業務上知り得た個人情報の漏えいを防ぐ上での体制整備を進める
- ・ 個人情報研修の強化

【考察】

11) 関係団体・地域団体との連携

関係機関（区役所・医療機関・他施設等）、地域団体（町内会・地区民生員等）との連携について、具体的に記載すること。

《りゅうりゅうⅠ》

- ・ 向ヶ原自治会に加入し、自治会で行われる行事には、出来るだけ参加し、りゅうりゅうのご入居者を理解していただけるように努める

《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》

- ・ 法人の（恵正福祉会）の事業の特色である老人福祉、障がい福祉、児童福祉の連携を強化しながらコミュニケーションを図り交流を深める行事やイベントへ参加の実現
- ・ 地域の障害サービス事業所と連携を図り、地域の情報を把握できるよう泉区自立支援協議会瀬谷区自立支援協議会への積極的な参加

【考察】

12) 社会資源としての役割について

地域社会及び近隣住民に対する社会貢献や福祉の啓蒙に対する考え方を記載すること。

《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》

- ・ 毎月の各自治会による廃品回収に協力する
- ・ 地域連携を図る為エコキャップを収集し関係機関への提供する

《りゅうりゅうⅠ》

- ・ 継続し年末自治会清掃の参加、向ヶ原公園のゴミ拾いをご入居者と共に行い地域に貢献する。

《りゅうりゅうⅡⅢ》

- ・ りゅうりゅうⅠ同様地域密着型のホームになれるよう近隣の方々に笑顔で挨拶し、ご入居者にも挨拶出来る様に促す

【考察】

13) 各種委員会・研修の実施に関する考え方

法令で定められている委員会・研修および事業所独自の委員会・研修について具体的に記載すること。

- (外部研修) 障がい者の虐待研修
障がい者の権利擁護研修
専門的な(知的・自閉症・精神障害)研修
福祉と教育の連携に向けて
入居者の高齢化に伴う社会資源の確保
- (内部研修) 障がい者支援員としてのフォローアップ研修の実施
本部主催の新人研修
- ・ 基本に戻り専門性を高める事を目指すための研修
- ・

【考察】

14) 実習生・ボランティアの受入、育成について

実習生・ボランティアの受入、育成について具体的に記載する事。

《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》
実習生・ボランティアの方々の受け入れは、本部と相談して決定していく。

【考察】

15) 防災・防犯に関する計画

法令で定められている避難訓練・研修および事業所独自の委員会・研修について具体的に記載すること。

《りゅうりゅうⅠⅡⅢ》

- ・災害時、連携体制は、恵正福祉会わーくさぼーと恵の杜と記載してあります
- ・入居者のフェイスシートを本部へ保管（更新・確認）
- ・非常時は「消防計画」により対応します（職員の役割を明確にする）
- ・各ご入居者、個人の避難リュックの点検、確認
- ・避難訓練はご入居者参加のうえ消防立ち入り検査を含む、年2回実施
- ・地震、災害時の準備品（食糧・飲料水）の確保点検実施
- ・泉区自立協での防火防災訓練参加
- ・泉区消防立ち入り検査

《りゅうりゅうⅡⅢ》

- ・災害時、連携体制については、グループホームりゅうりゅうⅠも加わり災害時のバックアップはお互いに助け合う事とします。
- ・本部への移動経路確認

※ALSOKとの連携

三和サービスによる保守点検

【考察】

